

龍郷町事務 支援室だより



No.187 号 2018 年 10 月発行 (発行責任者) 龍郷町学校事務支援室



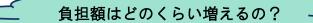
台風が通り過ぎるたびに、少しずつ秋を感じます。9月は台風24号の影響で、小学校は運動会を延期するなどの対応に追われましたね。電気が当たり前につくこと、電話が当たり前に使えることに、改めてありがたいなぁと思った今回の台風でした。

これで最後!

平成30年9月から長期給付(厚生年金)の保険料率が上がります

平成27年10月から被用者年金制度が厚生年金に一元化されたことは、みなさんご存知かと思います。厚生年金の保険料率については、公務員と民間企業に勤務する方では異なっていたため、平成16年から段階的に引き上げられてきましたが、平成30年9月で同じ率に統一され、以後の保険料率は固定されることになります。(共済フォーラム2018 9月号参照)

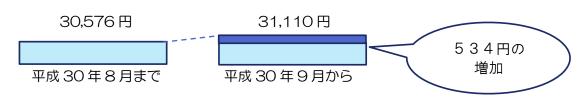
区分	現行 (今までの保険料率)	平成30年9月~ (新しい保険料率)
標準報酬月額・ 標準期末手当等 に対する割合	89.93	91.5 (+1.57)





【例】標準報酬月額 34 万円,標準期末手当等 70 万円の場合

◆標準報酬月額からの保険料(月額)



◆標準期末手当等からの保険料



年末調整の時期になりました!











今年も年末調整の時期になりました。保険料の証明書や配偶者の給与支払見込証明書など、必要なものは早目に準備しておきましょう。提出物は以下のとおりです。各学校の提出締切日をしっかり守りましょうね。

今年度の変更点!

〇 控除申告書が2枚に分離

改 正 前	改正後(平成30年分から)		
給与所得者の保険料控除申告書	→ 給与所得者の保険料控除申告書		
乗 給与所得者の配偶者特別控除申告書	→給与所得者の配偶者控除等申告書		

○ 配偶者特別控除の適用範囲が拡大していること 配偶者のパート収入が200万円程度までなら、配偶者特別控除の適用を受けられる。

1 平成30年分 扶養控除等申告書

- ① 平成30年1月以降の採用者は、マイナンバーの記入が必要なので、番号確認のため、マイナンバーの分かる書類(マイナンバーカードや通知カード。紛失した場合は住民票。)のコピーを添付してください。
- ② 扶養控除等申告書で、すでにマイナンバーを記入した場合は、今回は不要です。ただ し、本年中に新たに加わった被扶養者(お子さんが生まれたり、ご両親を扶養したり) がいれば、その人の分のマイナンバー登録が必要です。
- ③ 異動や転居により、本年中に住所変更があれば、2本線で訂正し、余白に正しい内容を記入してください。
- ④ パートやアルバイトで収入のある扶養親族は、給与支払見込証明書(本年1月1日から12月31日分)を提出してください。
- ⑤ 年金収入のある扶養親族は、「年金額改定通知書」の写しを提出してください。

2 平成30年分 保険料控除申告書 ☜ (今年度の変更点)

- ① 生命保険,個人年金,介護医療保険,地震保険などの保険料は,証明書を添付してください。
- ② 新規採用や期限付きの先生に多いですが、自分で社会保険料を納めたことがあれば申告できます。証明書(厚生労働省、または国民年金基金発行のもの。)を添付してください。

また、お子さんの国民年金を代わりに納めた場合も申告できます。

3 平成30年分 配偶者控除等申告書 ☜ (今年度の変更点)

- ① 配偶者控除等申告書は、新しい様式なので、出し忘れに注意しましょう。
- ② パートやアルバイトで収入のある控除対象配偶者は、給与支払見込証明書(本年1月 1日から12月31日分)を提出してください。
- ③ 年金収入のある控除対象配偶者は、「年金額改定通知書」の写しを提出してください。
- ④ 収入が103万円を超え201万6千円未満の配偶者であれば、配偶者特別控除を受けられます。給与支払見込証明書(本年1月1日から12月31日分)を提出してください。

4 平成31年分 扶養控除申告書

来年の分ですが、今年のうちに記入しておきます。

5 平成30年分 住宅借入金等特別控除申告書(該当者のみ)

- ① 金融機関発行の「借入金の年末残高等証明書」を提出してください。
- ② 控除を受けようとする最初の年は、確定申告により控除の適用を受ける必要があります。
- ③ その後の年分については、年末調整で申告してください。
- ④ 借換えをした方は計算方法が変わります。必ず各校の事務職員にお知らせください。
- ⑤ 昨年まで控除を受けていても、転勤で、現在誰も住んでいない住宅については対象から外れます。

